区分＼税目	国税			地方税			合計
	たばこ税	たばこ特別税	小計	道府県たばこ税	市町村たばこ税	小計	
	（円／千本）	（円／千本）	（円／千本）	（円／千本）	（円／千本）	（円／千本）	（円／千本）
紙巻たばこ 葉巻たばこ パイプたばこ 刻みたばこ かみ用及びかぎ用の製造たばこ 加熱式たばこ	6,802	820	7,622	1,070	6,552	7,622	15,244

（注） 1. 上記は、令和６年４月現在の税率。

2. たばこ特別税は平成 10 年 12 月１日から実施。

3. 葉巻たばこ（※）及びパイプたばこは１ｇを１本に、刻みたばこ、かみ用及びかぎ用の製造たばこは２ｇを１本に、それぞれ換算する。

※ １本当たりの重量が１ｇ未満の葉巻たばこについては、その１本をもって紙巻たばこの１本に換算する。

4. 加熱式たばこの換算本数は、次のイ及びロの本数の合計本数による。

イ その重量（フィルター等を除く。）0.4ｇを 0.5 本に換算した本数

ロ その小売定価（消費税抜き）の紙巻たばこ１本当たりの平均価格をもって 0.5 本に換算した本数